

社会福祉法人明石市社会福祉協議会役員等で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明石市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の社会福祉法人明石市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第10条及び第25条の規定に基づき、役員等で非常勤のもの（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（理事長、副理事長、常務理事、理事及び監事）
- (2) 評議員

(報酬)

第3条 役員等で非常勤のもの（以下「非常勤役員」という。）の報酬は、その職務のため評議員会、理事会又は監事監査（以下「会議等」という。）への出席1回につき1,113円とする。ただし、同一日に同一場所で引き続き会議等が行われる場合は、1回とみなす。

(役員報酬の総額)

第4条 定款第25条に規定する役員報酬の総額は、110,187円【(理事13名×6回＋監事3名×7回)×1,113円】とする。

(費用弁償)

第5条 非常勤役員が職務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、本会職員就業規程第17条第2項に規定する旅費相当額とする。

3 前項の規定にかかわらず、非常勤役員が会議等への出席に対する旅費の額は、1回につき一律1,000円とする。ただし、同一日に同一場所で引き続き会議等が行われる場合は、1回とみなす。

(報酬等の支給方法)

第6条 第3条及び前条に規定する報酬及び旅費の支給については、本会職員に支給する給料又は旅費の例による。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める

報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 (平成29年規程25号)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年6月27日から施行する。